

教員採用選考に係る第一次選考の 共同実施について

令和8年4月30日

初等中等教育局教育職員政策課

教員採用選考に係る第一次試験の共同実施についての検討状況

- 教員採用選考の共同実施については、51自治体で構成される自治体協議会において、令和9年度から「共通問題配付方式」による実施に向け、引き続き協議中（文部科学省は事務局の補佐として参画）。
 - 令和8年4月時点で、以下の内容を合意。
 - ✓ 5/8（土）、6/12（土）、7/10（土）の3日程で実施し、別途予備日も設定
 - ✓ 教養試験（一般教養+教職教養）と教科専門試験の問題を作成
 - ✓ 中高の教科専門試験については、基本的に高校レベルの専門性が確認できる共通問題を使用、一部教科については、共通問題+選択問題の形式
 - ✓ 各自治体において、試験問題及び試験時間を含む時程の改編は自由。ただし、時程の改編は、教養試験・教科専門試験それぞれに「コアタイム」を設け、その時間帯は外さないことが条件
 - ✓ 作問費用は参画自治体の等分負担
- ※各項目の詳細については、参考資料も参照
- 今年度中に、事業者への委託により問題を作成。協議会においては、問題確認のほか、試験当日の具体的な運営や、令和10年度実施に向けた論点等について、引き続き議論。
 - 作問事業者については、公募により決定済。協議会として協定書を締結後、各自治体と事業者の間で順次契約を締結予定。

協議会へ参画している51自治体 ※令和8年4月時点

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市、大阪府豊能地区

共同実施に向けたモデル問題

- 二次試験も含めた試験の質の向上は、共同実施の重要な目的の一つ。令和7年度、文部科学省の事業として、共同実施に向けたモデル問題を作成。
- 各自治体で実施している従来の教員採用選考をベースに、例えば他教科との連関や、日常生活や授業での指導の中で生じ得るような場面設定などにより、単純な知識再生型の問題ではなく、教師に求められる資質・能力（思考力・判断力・表現力等）のより効果的な評価を図っている。

例① 専門教科 国語（中学校・高等学校）

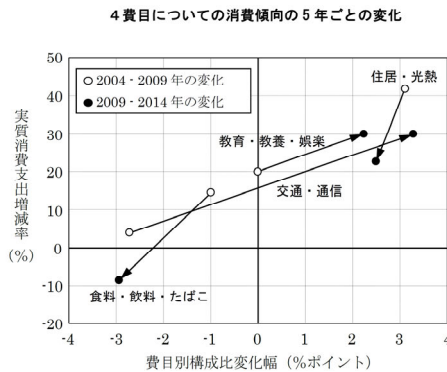
文章（連続型テキスト）以外の形式で情報が表現された、非連続型テキスト（図）を読解する能力を見る問題を通じ、他教科（数学）との関連性の中で読解力を問うようになっている。

例② 専門教科 理科（中学校・高等学校 共通）

授業中に教師と生徒とのやり取りの中で生徒に考えさせる、というような、受験者が入職後に、教師として体験することが考えられる場面設定を行っている。

4 費目のうちには、実質消費支出が二〇〇九年、二〇一四年のどちらも5年前より増加しているものが全部で「ア」費目ある。
費目別構成比については二〇〇四年と二〇〇九年とを比べると、2%ポイント以上増えている費目は「イ」だけである。
「教育・教養・娯楽」を見ると、二〇〇九年には二〇〇四年に比べ、実質消費支出は約20%増加したが、費目別構成比は変化していない。したがって、全費目の実質消費支出の合計は、二〇〇九年には二〇〇四年に比べて約2%「ウ」したことが分かる。
「交通・通信」と「教育・教養・娯楽」については二〇〇四年の二〇〇九年に対する変化を見ると、実質消費支出増減率は同じなのに、費目別構成比変化幅は「交通・通信」の方が大きい。したがって、二〇〇九年の実質消費支出は「エ」の方が多かったことが分かる。

1. 住居・光熱	増加	ウ	教育・教養・娯楽	増加	エ
2. 交通・通信	減少	ウ	交通・通信	増加	エ
3. 住居・光熱	増加	ウ	交通・通信	減少	エ
4. 住居・光熱	減少	ウ	教育・教養・娯楽	減少	エ
5. 交通・通信	減少	ウ	交通・通信	減少	エ



〔問1〕 次の図は、ある国における家計の消費支出の費目のうち、費目別構成比が二〇〇四年以前に降、常に10%以上である4費目について、二〇〇九年及び二〇一四年それぞれ5年前に対する費目別構成比変化幅及び実質消費支出増減率を示したものである。矢印の始点(○)は二〇〇九年の二〇〇四年に対する変化、終点(●)は二〇一四年の二〇〇九年に対する変化である。これに関する次の文中の「ア」「エ」に入るものをいずれも正しく示しているのはどれか。

〔No. 1〕 理科・生物の授業で、ステージ上下型の光学顕微鏡を使って植物細胞の観察を行うこととなった。はじめに先生が顕微鏡の操作手順を説明し、説明の途中で生徒A～Eに幾つかの質問をした。

先生：これから、顕微鏡の使い方を説明します。途中で質問を5個します。答え合わせは最後にします。まず、接眼レンズ、対物レンズをはめて光を調節します。続いて標本を載せたプレパラートをステージに置いてピントを合わせます。ピントの調節では、ステージはどのように動かしたらよいと思いますか。
生徒A：ステージを徐々に下げながらピントを合わせるとよいと思います。
先生：ありがとうございます。次に、観察中に倍率を変えたりしますが、どのようにしたらよいと思いますか。
生徒B：高倍率から低倍率の順で行うとよいと思います。
先生：なるほどね。対物レンズの倍率を切り替えるときには、どこを回転させますか。
生徒C：レボルバーだと思います。
先生：ありがとうございます。顕微鏡の観察では、観察した倍率を把握しておかなくてはなりません。顕微鏡の倍率は、どのように計算しますか。
生徒D：接眼レンズと対物レンズの倍率の和で表すと思います。
先生：なるほどね。では最後に、マイクロメーターを使うと標本の大きさを測ることができます。接眼マイクロメーターの目盛りと対物マイクロメーターの目盛りの関係はどうなっているのでしょうか。
生徒E：接眼マイクロメーター1目盛りの長さは、接眼マイクロメーターの目盛り数に10μmをかけて、その値を対物マイクロメーターの目盛り数で割ることで求められます。
先生：ありがとうございます。君たちの解答には、正しいものが二つありました。答え合わせをしましょう。

次のうち、生徒A～Eの答えのうちから正しいものを二つ選んでいるのはどれか。

1. A, Cの答え
2. A, Eの答え
3. B, Dの答え
4. B, Eの答え
5. C, Dの答え

參考資料

教員採用選考試験に係る第1次選考の現状と共同実施の効果

- 現在、公立学校の教員採用選考試験に係る第1次選考は、各都道府県・指定都市教育委員会が、それぞれ独自で実施しているところ。
- 試験実施を共同で行うことで、試験内容の質向上、より丁寧な二次選考の実施等の効果が見込まれる。

現状

それぞれの自治体において、試験問題を作成

第一次選考、第二次選考のすべての事務を各教育委員会でそれぞれ実施

各教育委員会の採用選考担当は、学生募集から問題作成、試験当日の運営や採点对応などに従事

教員志望者が複数自治体を受験する際、現状それぞれの教育委員会が実施する試験に申し込み、それぞれの試験を受験する必要がある

共同実施の効果

複数の自治体が問題作成に参画することにより
試験内容の質が向上

第一次選考の問題作成に係る負担軽減により、
第二次選考において人物重視の丁寧な選考が可能に

教員採用選考に係る作業や経費の合理化により、
学校現場への支援により注力できる

一度の試験の受験で複数自治体に応募できることにより、
受験者の選択肢が拡大

共同実施で想定される実施方式について

統一試験方式

第三者機関が作問から開催まで一括して処理



- ・一次試験の業務大部分を共通化することにより、負担軽減の効果も大きい
- ・自治体独自の問題の追加や改変はできない
- ・一次試験の実施日は統一されるが、二次試験の実施日まで統一する必要はない
- ・一次試験の出願と二次試験の出願を分けることで他自治体との併願が可能

共通問題配布方式

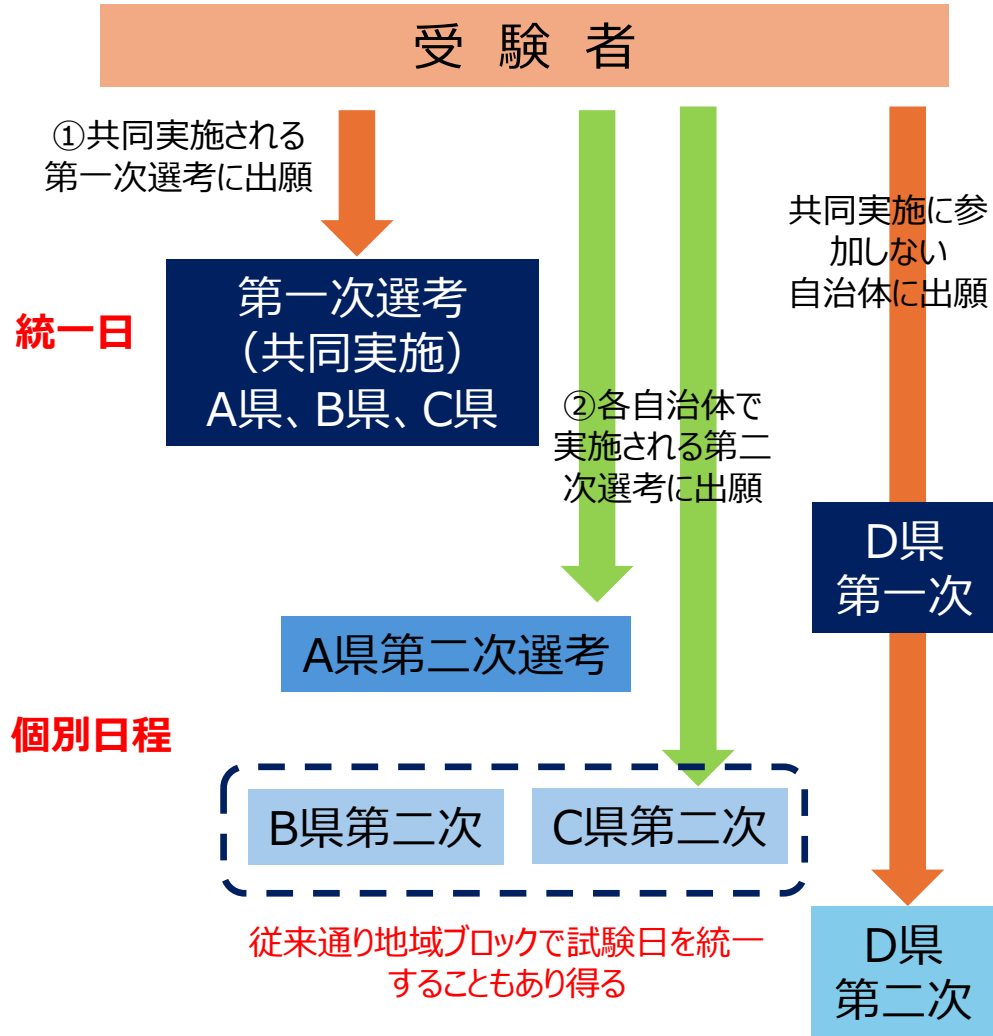
第三者機関が作成した問題を活用して
従来通り各教育委員会が試験を運営



- ・負担軽減の効果が限定的（作問の負担軽減が中心）
- ・共通問題をベースとしつつ、自治体独自の問題の追加や改変が可能
- ・試験問題の大部分が共通となるので、一次試験の実施日を統一することが必要
- ・共通問題をベースとしつつも同一の試験問題ではないため、他自治体との併願が困難
- ・大きな仕組みの変更を伴わずに実施が可能

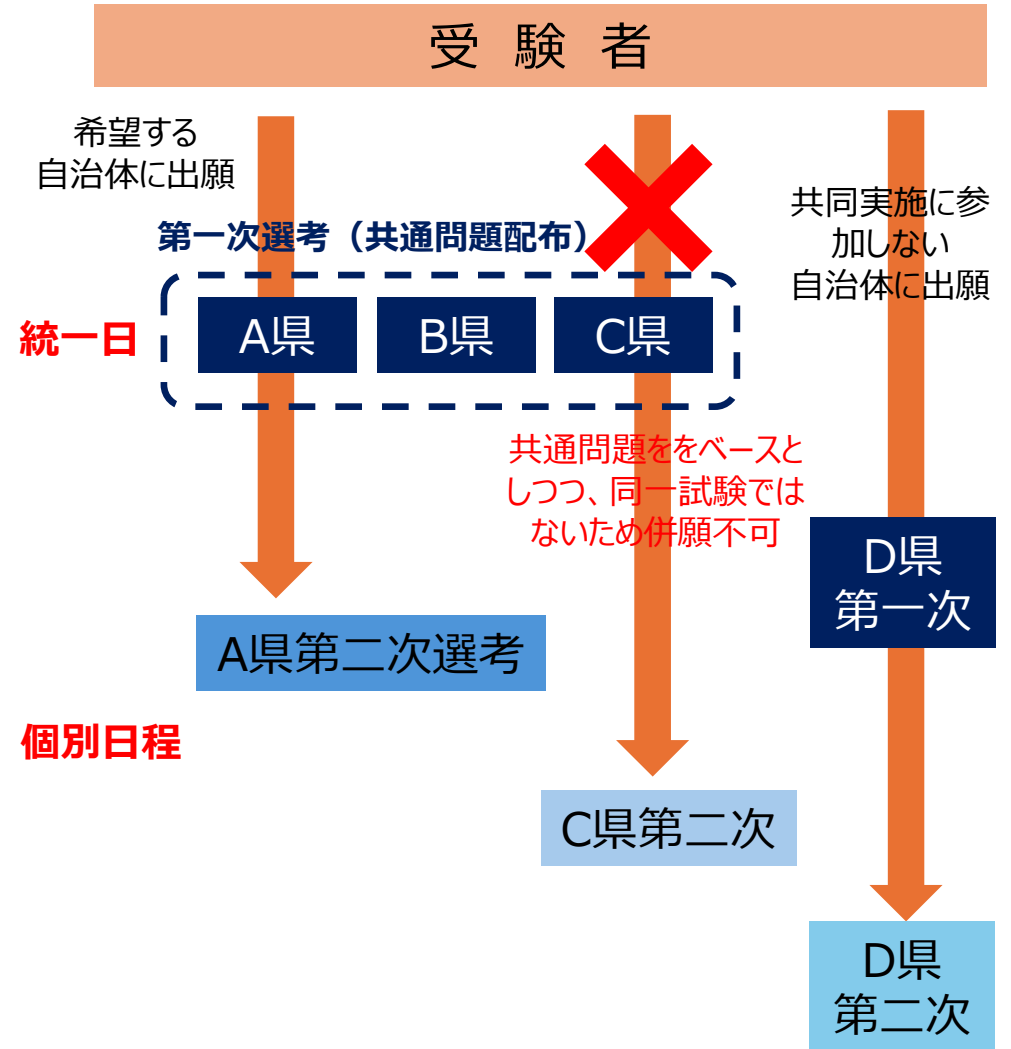
共同実施における出願イメージ

統一試験方式



共同実施に参加する自治体間においても
第二次選考の日程が異なる自治体との併願が可能

共通問題配布方式



同一日程で実施する自治体間の併願は困難だが、
統一日を複数用意して、日程の重ならない自治体を
併願できるようにすることが想定される

共同実施の実施教科等について①

共同実施の具体的フレームについて、詳細は以下のとおり。

校種等	受験が必要な試験区分
小学校	「教養試験」+「小学校教科専門」
中学校	「教養試験」+「中学校教科専門」
高等学校	「教養試験」+「高等学校教科専門」
特別支援学校	「教養試験」+「特別支援教育」+小中高いずれかの校種の「教科専門」 (「特別支援教育」を受験科目にするかなど、自治体により異なる)
養護教諭	「教養試験」+「養護教諭」
栄養教諭	「教養試験」+「栄養教諭」

○すべて択一式(マークシート)で実施

○「教養試験」は、**60分 40問 程度**

- ・費用対効果の観点から、一般教養と教職教養を統合した形で実施する。
- ・**一般教養10問+教職教養30問 程度** を目安とする。

共同実施の実施教科等について②

○教科専門は、1教科あたり **60分25問 程度**

- ・ 小学校については、試験区分は一種類とし、小学校免許の取得に必要な教科専門に関する内容※を万遍なく出題する。（※国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語）
- ・ 中学校及び高校については、教科に沿った試験区分とする。
- ・ ただし、例えば高校の理科は採用区分自体がそれぞれ物理／化学／生物／地学に分かれていることが多いことを踏まえ、このようにさらに細かい区分が必要な教科については、共通問題＋選択問題の構成とし、**共通問題 15問＋選択問題 10問 程度** とする。
- ・ 数学については、**共通問題 20問＋選択問題 5問 程度** とし、選択問題は中学数学及び高校数学とする。
- ・ 特別支援教育、養護教諭、栄養教諭については、それぞれ試験区分を設ける。
- ・ 選択問題を設ける教科は、以下の通り。

共通問題	選択問題
社会	中学社会
	倫理
	政治経済
	地理
	日本史
	世界史

共通問題	選択問題
数学	中学数学
	高校数学

共通問題	選択問題
理科	中学理科
	高校物理
	高校化学
	高校生物
	高校地学

共通問題	選択問題
工業 (高校のみ)	機械
	電気・電子
	建築
	土木
	化学

中高教科専門試験の問題について

- 共同実施を通じて試験問題の質を向上させ、質の高い教員を確保することが重要。
- そこで、試験作成にあたっては、以下の観点を考慮する必要がある。
 - 中学校から高等学校にかけては、学習内容の連続性が高く、中学校教師に求められる教科専門性が高校教師よりも低いわけではない
 - また、大学による教員養成においては、教育職員免許法施行規則に定める、教科毎に修得が必要な事項の名称が中学校・高等学校で同一である場合は、両学校種で科目を共通に開設することがほとんどであり、学校種で能力に差をつけることを想定していない
- 加えて、多くの自治体が参画しやすいものにして共同実施のメリットを最大化するためには、作問に係る費用や、各自治体における問題の確認に要する負担も勘案する必要がある。



- 中高教科専門の試験問題は、原則として共通問題を使用し、高校レベルの専門性が確認できるものとする。
- ただし、中学と高校で試験問題を分けた方が良いという意見が多かった 社会・理科・数学については、以下のとおりとする。
 - 社会・理科については、「共通問題＋選択問題」の構成をとったうえで、選択問題部分に中学校用のカテゴリーを設け、中学校固有の内容(指導法に関する内容等)を出題する。
 - 数学については、「共通問題＋選択問題」の構成をとり、選択問題において、中学校・高校それぞれに固有の内容(指導法に関する内容、数学Ⅲに関する内容等)を出題する。
- 社会・理科の選択問題に10問、数学の選択問題に5問をそれぞれ追加する。
- その他、細分化したい教科や、独自に問いたい内容等については、各自治体において問題を改編することや、二次試験の内容を工夫することで対応が可能。

試験当日の日程について

- 標準時程を下表のようにおき、共通作成した試験問題の改編は認めつつ、以下のようにする。
 - 教養試験・専門試験ともに「コアタイム」を設け、コアタイムさえ順守していれば、延長・短縮は自由とする。
 - 特別支援教育の試験について、別での実施と一括での実施のどちらも認める。ただし、別で実施する場合は、漏洩防止のため、その他の専門試験に続けて行うこととし、休憩時間を設けない。
 - 休憩時間を設けずに2科目の試験を行う方式を採る場合、各自治体の判断で、特別支援教育だけでなく、例えば小学校を別で実施することも可能となるなど、併願にかかるデメリット等を軽減。
 - 例えば、教室を分けて以下の両パターンの試験を両立することなどが考えられる。
 - ①小中高養栄＋特支 ⇒ 特支受験者に基礎校種の専門試験も受けさせられる
 - ②中高養栄特支＋小 ⇒ 小中の併願者にどちらの専門試験も受けさせられる
- 遅刻及び早退については、認めるか否かは各自治体の運営上の判断に委ねることとしつつ、問題漏洩リスクを避けるために、遅刻はコアタイムまで、早退はコアタイム以降のみ認める（急病による早退を除く）。

<標準時程>

9:30～10:30 (60分)	教養試験	
(休憩:40分)		
11:10～12:40 (60+30分)	小学校教科専門、 中学校教科専門、 高等学校教科専門、 栄養教諭、養護教諭	小学校教科専門、 中学校教科専門、 高等学校教科専門、 栄養教諭、養護教諭、 特別支援教育
	<u>＋特別支援教育</u>	<u>※自治体によってパターンを選択可能</u>

「基礎校種＋特支」で受験させる場合はこちらで対応

問題改編により、小中高の試験でも特支の出題が可能

特支の前に休憩時間を設けないことで漏洩防止

特支の受験者に基礎校種部分を受験させない場合はこちらで対応

特支以外でこのパターンを実施することも考えられる

